

大学生としての お酒との付き合い方

専修大学学生部からのお願い

学生部長 商学部教授 阿藤 正道



夏期休暇(今年度は8月7日～9月20日)には、多くのサークルやゼミナールの合宿が行われ、お酒を飲む機会も増えることと思います。

「若者のアルコール離れ」といわれる一方で、いまだにイッキ飲みのような危険な飲み方をしている学生がいることも事実です。昨年6月には学生部から飲酒事故防止についての注意喚起を行い、未成年飲酒や過度の飲酒による事故の防止を呼びかけました。しかし、残念なことに昨年9月、あるサークルの合宿中に未成年の学生が急性アルコール中毒により死亡する悲しい事故が起きてしまいました。学生部ではこのようなことが二度と起きないように、あらゆる機会に飲酒事故の防止について呼びかけをしていく所存です。

STOP! 未成年飲酒

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が6月13日に成立し2022年4月1日の施行予定です。しかし、飲酒や喫煙などは「健康上の規制」の観点から「20歳未満禁止」が維持されるということです。現在、酒類の販売店や居酒屋などの飲食店では年齢確認をすることが徹底されてかなりの抑止効果が出ていると思われます。一方、家庭内やサークル、ゼミナールの合宿等では年齢確認はあまり行われていないと思われます。実際、家庭内で未成年学生が飲酒したと思われる写真や動画がSNSにアップされ、大学に問い合わせが来るなどの事例が起きています。

STOP! アルコールハラスメント

「イッキ飲み」、「イッキ飲ませ」は絶対にしてはなりません。飲酒の強要だけでなく傍観者として見て見ぬふりをするのもアルコールハラスメントに当たります。「酔いつぶれる」ことを前提とした危険な飲み会に参加すると、自分が被害者になるばかりでなく加害者になり刑事上あるいは民事上の責任を問われる可能性もあります。もし、運悪くそのような飲み会に遭遇してしまったら、

どうしたらよいのでしょうか？

“逃げるが勝ち” “イッキ”などを先輩などから強要されても、きっぱりと断りましょう。きっぱり断ることができない弱気なタイプだったら、トイレに駆け込むとか、すでに酔いつぶれたふりをするなどして危険をかわし自らの身を守りましょう。“見て見ぬふりをするな” 「誰かが気付いて止めていたら死ぬようなことはなかったかもしれない…」皆さんにそんな悲しい後悔をしてほしくありません。だからこそ、危険な飲み会、飲酒の強要、イッキ飲みなどには、きっぱりとNO! という勇気を持ってほしいと思います。

“雰囲気のにまれるな” イッキ飲みも飲酒の強要もしていないのに、その場の雰囲気にのまれて、ついつい適量を大幅に超えてしまう…。最近、そのような状況で急性アルコール中毒になり救急搬送されるケースが増えているようです。みんなの前でちょっと受けをねらって「酒豪ぶり」をみせたりするうちに、ついついペースがあがってしまい、わずかに数時間の間に多量のアルコールを体に入れ、結果的に致死量以上のアルコールを摂取し命にかかわる大変危険な状態に陥ることもあります。これが急性アルコール中毒の怖さです。

合宿中の事故防止にむけて

専修大学の各セミナーハウスを利用する場合、原則として飲酒を禁止しています。しかし、飲酒許可願いを提出することにより、合宿の最終日に限り飲酒を条件付で許可しています。窓口でもセミナーハウス利用の手続き時に、参加者の年齢を確認するとともに、飲酒事故防止のための指導を徹底しています。

楽しいはずのコンパや合宿が悲しい思い出にならないように、適量を守って安全にお酒を楽しむにはどうしたらいいのでしょうか。皆さまのご家庭の中でもご子女と話し合う機会を持っていただければ幸いです。